

CSRについての考え方と推進体制

CSRの基盤——ニチコングループCSR憲章

ニチコンでは、グループの全従業員が共有すべきCSR（企業の社会に対する責任）の指針として、2005年12月に「ニチコングループCSR憲章」を制定しました。

企業と社会のつながりは欠くことのできないものであり、企業が存続していくためには、CSRに積極的かつ真剣に取り組む

ことが重要です。「ニチコングループCSR憲章」は、「ニチコングループ環境憲章」（1997年12月制定、2001年7月改定）とともに、ニチコングループ全員の重要な行動指針として、周知徹底を図っています。

ニチコングループCSR憲章

2005年12月制定

● CSR理念

ニチコングループは、「企業市民」の一員として、これからの未来を全ての人と共に生きていくためには、経営のあらゆる側面において「企業の社会に対する責任」（CSR: Corporate Social Responsibility）を果たすことが最重要課題であることを認識し、あらゆる企業活動の場において関係法令・国際ルールおよびその精神を理解し遵守すると共に、社会倫理を守り社会的良識を持って、行動します。

● 活動方針

1. “誠心誠意”をモットーにして良き企業市民として社会と調和した企業活動を進めます。

- (1) 製品およびサービスの提供には常にお客様の満足を心掛け、製品の品質・安全・信頼性を確保し、環境への影響に配慮します。
- (2) 2002年10月に制定した「ニチコングループ行動規範」を遵守し、公正・透明・自由な競争を行うと共に関係法令を遵守し、社会倫理に従って健全で誠実な取引を行います。

(3) 国内各地域・海外各国の歴史と文化を尊重し、コミュニケーションを図り、企業活動を通じて地域経済、社会の繁栄と融和に貢献します。

2. 「地球との共生」「人と環境に優しい社会」を目指して環境との調和を図ります。

- (1) 1997年12月に制定した「ニチコングループ環境憲章」に基づき、かけがえのない地球を守るために企業活動のあらゆる面で環境保全に取り組みます。
- (2) 環境に配慮した製品を提供するための技術開発を推進すると共に、持続可能な環境改善活動に取り組めます。

3. 「人を活かして人間尊重」を基本に社員の個性を伸ばし、差別のない明るい職場づくりを目指します。

- (1) 取引先を含め、全てのステークホルダーとの関わりにおいて人々の人格と基本的人権を尊重します。
- (2) 安全で働きやすい職場環境を作ると共に、自主性と創造性が発揮できる職場づくりを目指します。



CSR室長の声
執行役員常務 CSR室長
岩佐 譽

VOICE

CSRマネジメントを強化し、社会から、より信頼される企業グループをめざす

当社では2003年6月にCSR室を設置して以来、企業の果たすべき社会的責任についてグループ内で啓蒙を図るとともに、CSR活動を展開してきました。

2006年に施行された「会社法」は、「会社の業務の適正を確保するための体制」について、また同年に制定された「金融商品取引法」では2008年事業年度から「財務報告の信頼性の確保と有効性の評価ができる仕組み」を構築することを義務付けています。

これら二つの法律が要求している内容をまとめて内部統制と呼んでいますが、基本的には業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守ならびに資産保全の4つの目的を達成するために全ての役員・従業員によって遂行される仕組みやプロセスのことです。内部統制とは、

単に不祥事の発生を未然に防ぐ防波堤としての役割だけでなく、持続的な発展に向け企業戦略を達成して企業価値を最大化するために、会長・社長のメッセージを組織全体に浸透させていく上でも必要なシステムです。

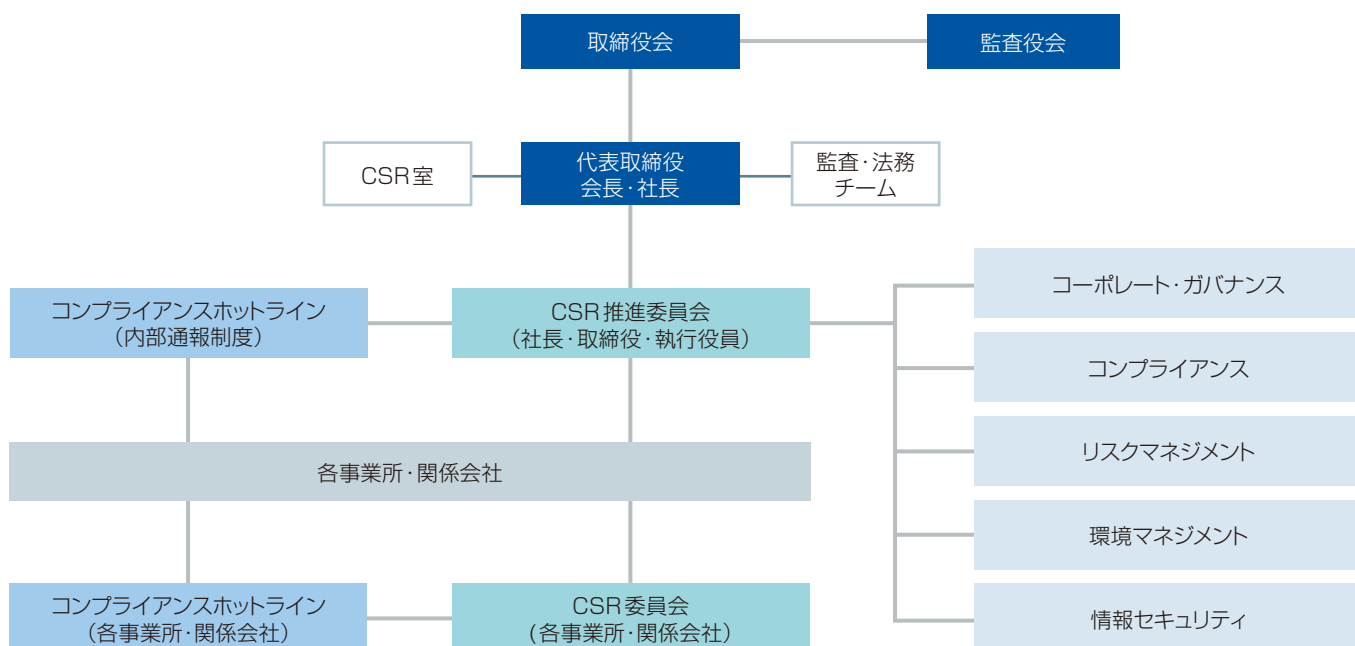
当社のCSR室が発足した当時の中心的な課題は、環境管理とリスクマネジメントでした。しかしながら、その後の内部統制のシステム構築にあたり、CSRの対象範囲が広がってきました。

そこで、当社グループでは2006年11月本社に取締役社長を委員長に、本社在勤の全取締役・執行役員を委員とする「CSR推進委員会」を、その傘下として事業所には「CSR委員会」をそれぞれ設置しました。

これらの委員会では、内部統制の構築に不可欠な5つのテーマと課題やポイントについて従業員に周知を図るとともに、テーマ別に分かれた5つの小委員会が活動計画の設定と月次の活動内容を監査し、指導する仕組みとなっています。

CSRの取り組みの指針は、経団連の「企業行動憲章実行の手引き（第5版）」や電子情報技術産業協会（JEITA）の「サプライチェーンCSR推進ガイドブック」などであり、その精神を尊重し、自主的に実践しています。

CSR推進体制



小委員会	2008年度重点取り組み事項
コーポレートガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社法にて求められる内部統制システムの構築として、業務の適正を確保するための体制整備を一段と進める。 ● 日本版SOX法の「内部統制報告書」を作成するにあたり、全社統制のあり方を確認するとともに、業務プロセスの見直しを実施する。
コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ● 「経営理念」「行動規範」「憲章」等に関する継続的な学習を実施する。 ● 適用される法令及び社内諸規程・ルール等の遵守状況の確認と周知を図る。
リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 社内想定リスク大・中分類表に基づき、自事業所に該当するリスクの洗い出し、担当部署を明確化する。 ● 該当する個別リスクと関連社内規程との関係性を点検し、規程との整合性を確認する。
環境マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所におけるISO 14001の取組み内容の確認と状況把握に努める。 ● 事業所の二酸化炭素排出量の把握と削減を推進する。
情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報セキュリティに関するリスクの洗い出しと対応策を実施する。 ● 機密情報取扱責任者の職務権限の明確化と、保管場所・管理手順等のデータベース化を行う。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの強化

当社は経営の効率性、健全性、透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題のひとつと位置付け、組織体制を構築してきました。

企業経営における重要事項の意思決定は主に取締役会が担い、その具体的な案件の意思決定は主に取締役が担います。取締役会を監査する役割として監査役による監査役会を設けています。

当社では取締役会を構成する取締役は、意思決定を迅速に行うために少数に絞り、取締役会を必要に応じて随時開催し、十分な協議のうえ方針を決定しています。取締役会は各取締役が担当する業務の進行状況などを監督しています。

2003年6月からは経営環境の変化に迅速に対応するため、執行役員制度を導入し、執行役員は各事業部の責任者である事業部長などを兼任しています。執行役員と取締役は連携を密にし、事業運営を円滑に進めるための組織体制を構築するとともに、業務執行上必要が生じたときは個別に協議し、各事業部門の運営を進めています。

一方、監査役は取締役会などに出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行や各事業部の業務内容などが適法であるかを監査するとともに、事業所やグループ企業の監査を通じて経営状況を把握しています。なお、監査役が法定の人数に満たない場合に備え補欠監査役制度を設けています。

内部統制システムの整備

内部統制システムについては、CSR室・総務部・経理部・システム部・監査・法務チームが中心となってプロジェクトチームを編成し、その構築に努めています。

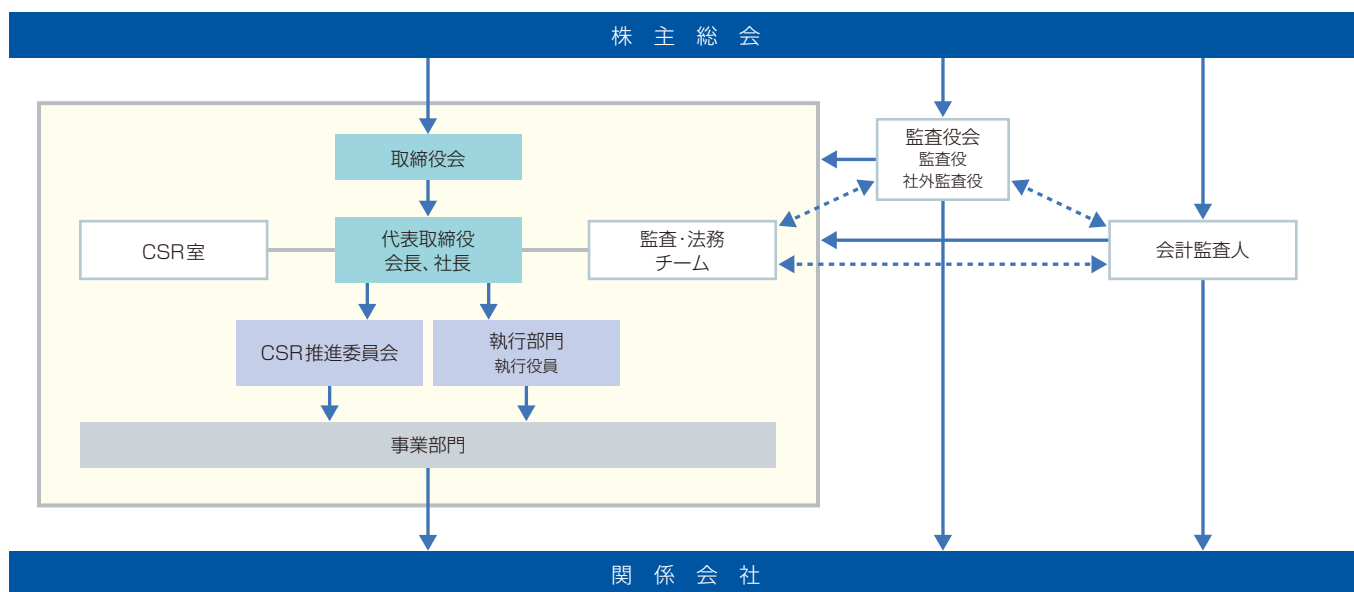
また、企業経営に損失を与えるリスクを回避し、社会からの信頼を維持するために、当社では取締役社長を委員長とする「CSR推進委員会」を設け、その下部組織となるCSR室と総務部が総合的にリスク管理業務を行っています。具体的には社内規程を整備し、法令遵守、自然災害、労働安全衛生、品質保証、情報セキュリティ、与信など、企業経営に重大な影響を及ぼすさまざまなリスクに対処する体制を整えています。

これらの問題が発生した場合には取締役会を随時開催し、十分な協議のうえ、迅速かつ的確に対策を講じています。また、事業部門ごとの課題は、事業部長を兼任する執行役員が取締役と緊密に連携をとって協議し、適正な事業運営を進めています。

内部監査機能としては、代表取締役直轄の監査・法務チームがグループの会計、業務などの内部監査を定期的に行い、各事業部門に具体的な助言を行っています。

また、監査役会は、代表取締役や各取締役と緊密に連絡をとりあうとともに、監査・法務チームや会計監査人とも連携し、効率的で実効性のある監査を行っています。

コーポレート・ガバナンス体制図



コンプライアンス

コンプライアンスの徹底

当社では「社訓」に加え、目指すべき方向性や社会的責任を表した「経営理念」を定め、これを会社の方針として従業員が心を一にして事業を推進しています。

さらには、取締役や従業員が法令を遵守し、共通の倫理観・価値観を保つ指針として、「ニチコングループ行動規範」を定めています。これらの内容はハンドブック「ニチコン従業員『考働』の手引き」に掲載し、従業員は常時携帯して日々実践するよう努めています。また、従業員のコンプライアンスへの意識を徹底するために、階層別・職種別の教育研修を継続的に実施しています。

一方、コンプライアンスの監視体制として、コンプライアンス小委員会が取締役や従業員が行動規範を遵守しているか適宜チェックしています。また、監査・法務チームによる内部監査と監査役監査や、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設け、不祥事の未然防止と早期発見に努めています。



「ニチコングループ行動規範」(日本語版、英語版、中国語版)

社内・社外相談窓口の設置(内部通報制度)

法令、社内規則・方針を遵守し健全な企業活動を推進するうえで「コンプライアンス」は重要な役割をもっています。当社は「コンプライアンス」を高めるしくみのひとつとして内部通報規程を制定し、この規程に基づきコンプライアンス・ホットライン(内部通報制度)を設けています。

具体的には、相談窓口や相談方法を設け、通報があった場合には必要に応じて調査を実施しています。また、通報者の個人情報保護等を徹底しています。

このように、コンプライアンス・ホットラインの活用により不祥事の未然防止と早期発見に努めています。

ニチコングループ行動規範(項目を抜粋)

- I. 総則
 - 基本姿勢
 - 法令、ルール、諸規程の遵守
 - 基本的人権の尊重
 - 利害関係者との公平、公正、透明な関係維持
 - 高い倫理観に基づく行動
 - 「行動規範」遵守の責任
- II. 販売先、購入先、その他の取引先、競争会社等との関係
 - 製品およびサービスの提供
 - 公正、透明な企業活動の徹底
 - 購入先、協力先との取引に関する方針
 - 販売代理店等との取引に関する方針
 - 接待・贈答等に関する方針
 - 輸出入関連法規の遵守
 - 宣伝・広告等に関する方針
- III. 株主・投資家等との関係
 - 企業情報の発信
 - インサイダー取引の禁止
- IV. 会社財産・情報の管理
 - 利益相反行為及び公私のけじめ
 - 秘密情報の取扱
 - 知的財産権の保護
- V. 社会との関係
 - 環境保全
 - 寄付行為
 - 政治資金
 - 反社会的な行為への関与の禁止
- VI. 運用体制

外部労働力の適正な受入れ

外部から労働力を受け入れる場合には、偽装請負防止を念頭に「労働者派遣法」「職業安定法」等を遵守し、雇用関係が不安定にならないようにしています。また、安全管理責任を明確にするなど労働者保護を踏まえた適正な契約を結んでいます。

リスクマネジメント

リスクマネジメントの推進

企業活動に大きな影響を及ぼす「自然災害・事故」「経営リスク」「政治・経済・社会リスク」などの想定できるリスクへの対応策とその体制などについて「リスクマネジメント規程」に示しています。

この規程では、従業員、顧客や地域住民など、ステークホルダーのみなさまの視点に立ち、リスクの未然防止や被害を最小限にとどめるために適切な対応を取り、安全かつ安定的な企業経営を推進することを目的としています。

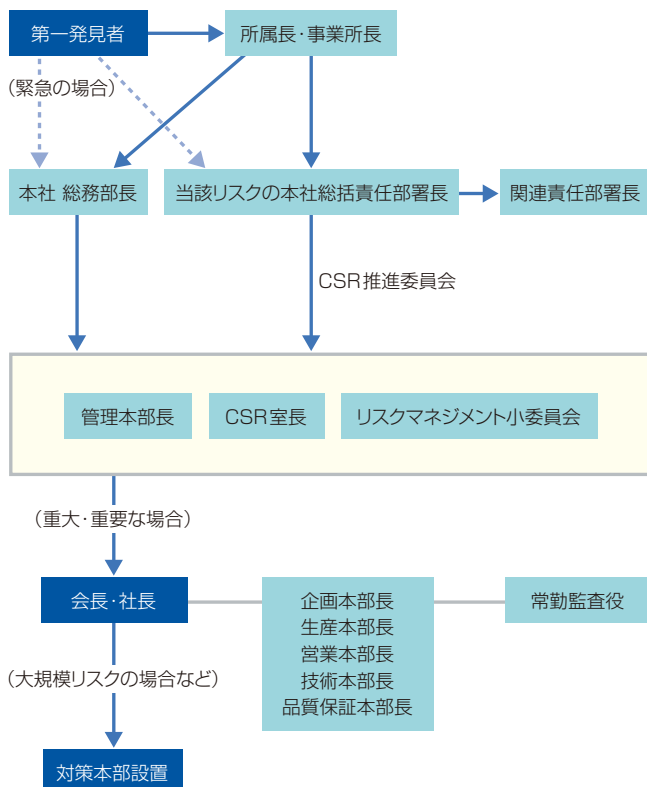
災害リスクマネジメント

企業活動の中で自然災害や事故などで被害を受けたときに、事業を継続し、早期に再開していく事業継続マネジメントの構築が重要な課題となっています。

ニチコングループでは「事業継続計画（BCP）」の策定へ向けた準備の手始めとして、災害発生時の影響を最小限にとどめるため、生産設備等の耐震性向上に努めています。また、コンピュータシステムにおける重要な情報システム機器は、本社よりさらに防災性に優れた遠隔地データセンターにて管理・運用しています。

また、自衛消防隊を組織し、災害発生を想定した訓練なども適時実施しています。

リスク発生時の全社的連絡体制



情報セキュリティの強化

コンピュータのネットワーク化が進み、利便性は飛躍的に向上していますが、情報漏えいや改ざんが起きてしまった場合には、事業上の損失が生じるだけでなく社会的信用も失墜しかねません。ニチコングループでは、情報セキュリティ対策として全従業員が情報資産保護の重要性を認識し、日々の業務のなかで徹底するために、2007年2月に「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報資産の取り扱いのルールなどについては、「情報セキュリティハンドブック」「ニチコン従業員『考働』の手引き」の配布により徹底を図っています。

一方、情報資産は全社員が必要な時に、いつでも正しく取り出し業務を遂行できることはもちろん、戦略的に活用することによって新しい事業を生み出せる財産であると考えています。今後も情報資産を安全・正確に活用することによって、ニチコングループの持続的・安定的な発展のための基礎を築いていきます。

情報セキュリティ基本方針

1. ニチコン株式会社及びその関係会社（以下、「当社」という）は、情報及び情報システム（以下、「情報資産」という）を最重要経営資源の一つと位置付け、グループをあげて情報セキュリティの確保に取り組みます。
2. 当社の事業活動に関わる全ての情報を保護の対象とし、その重要度に応じた最適なセキュリティ対策を講じます。
3. 当社のネットワーク化された情報システムは、今や事業活動そのものであり、その利用者・取扱者一人ひとりが個別に定められたルールに従い、高いセキュリティ意識のもとに考働しなければなりません。
4. 当社の情報資産を保護・管理するため、CSR推進委員会を統括組織と定め、セキュリティ対策の運用状況を定期的に評価し、継続的な改善を行うものとします。
5. 当社は、情報セキュリティに関する法令やその他の社会的規範を遵守し、これらに準拠・適合した情報セキュリティマネジメントシステムの構築を図ります。
6. 本基本方針及びこれに関連する社内規程・ルール等に違反した場合には、該当者は就業規則に基づいて懲戒されるものとします。